

独立行政法人工業所有権情報・研修館契約監視委員会設置規程

20091211 情館 009

平成 21 年 12 月 11 日

改正 20120206 情館 002 (平成 24 年 2 月 28 日施行)

(趣旨)

第 1 条 本規程は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)の趣旨を踏まえ、独立行政法人工業所有権情報・研修館契約監視委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)が締結した契約について、次に掲げる事務を行う。

- (1) 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているかの点検・見直しに関する事。
- (2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等へ移行を予定しているものの前倒しの検討に関する事。
- (3) 契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるかの検証に関する事。
- (4) 前各号の点検、見直し後の契約に係る改善状況のフォローアップに関する事。

(委員会の委員及び任期等)

第 3 条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、主務大臣の了解を得て理事長が委嘱する者及び情報・研修館監事とする。

- 2 委員会は、委員 4 人以上により構成する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。
- 4 委員は、再任できるものとする。
- 5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が不在の場合又は委員長に事故がある場合であって、緊急の必要がある場合には、副委員長が招集する。

2 委員会は非公開とし、議事の概要を公表する。

(議決)

第6条 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 委員会の議決は、出席者の過半数を持って決する。ただし、賛否同数の場合は、委員長（委員長が不在の場合は副委員長）が決する。

3 緊急やむを得ない事情があり、委員会の開催が行えない場合には、委員長は、会議に係る書類の回覧をもって、委員会に代えることができる。

(意見の具申)

第7条 委員会は、第2条の事務に関し、報告の内容又は審議した対象契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、理事長に対して意見の具申を行うことができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部契約担当が処理する。

(その他)

第11条 この規程に定める事項の他、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附則

この規程は、平成21年12月11日から施行する。

附則

この規程は、平成24年2月28日から施行する。